

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、11月27日の委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について、議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について、議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長、矢野君。

総務課長（矢野 修司）

おはようございます。

それでは、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について及び議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について、並びに議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての3議案について、関連がありますので一括して提案説明を申し上げます。

始めに、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これは、平成30年4月の機構改革に伴い、多度津町行政組織条例を新たに整備しようとするものでございます。

第1条は、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために「課等の設置」として規定するものでございます。

第2条は、当該事務について「事務分掌」として別表に規定するものでございます。

第3条は、「委任」に関する規定でございます。

続いて、2・3ページをお開きください。

こちらは、第2条で規定する「事務分掌」の概要について、別表として室及び課別に表記したものでございます。

1ページにお戻りください。

なお、附則により、施行期日を平成30年4月1日とするとともに、旧「多度津町行政組織条例（昭和33年多度津町条例第123号）」について廃止しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これは、平成30年4月の機構改革に伴い、事務を分野別に分掌することを規定する「行政組織条例」とは別に、事務を地域別に分掌することを規定するために「多度津町役場出張所設置条例」として新たに整備しようとするものでございます。

第1条は、地方自治法第155条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるために「設置」に関して規定するものでございます。

第2条は、「名称、位置及び所管区域」として別表のとおり規定するものでございます。

第3条は、「委任」に関する規定でございます。

なお、附則により、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

引き続き、議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、提案説明を申し上げます。

これにつきましても同じく平成30年4月の機構改革に伴い、「職員の特殊勤務手当に関する条例」その他4条例について、一括して整備しようとするものでございます。

まず第1条の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正」では、現在、野犬等の引取りに従事する職員を特定の課に限定されているものを解除しようとするものです。

第2条は、「多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正」で、福祉センターの管理に係る担当課を福祉保健課から総務課に改めようとするものでございます。

第3条は、「多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正」で、社会福祉施設の管理運営に係る担当課を福祉保健課から健康福祉課に改めようとするものでございます。

第4条は、「多度津町環境審議会条例の一部改正」で、同審議会の庶務に係る担当課を環境課から住民環境課に改めようとするものでございます。

第5条は、「多度津町住居表示審議会条例の一部改正」で、同審議会の事務局に係る担当課を総務課から政策観光課に改めようとするものでございます。

以上、機構改革に伴い5つの条例を一括して整備しようとするもので、附則により施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

一括して提案説明申し上げました、議案第1号、多度津町行政組織条例の制定について及び議案第2号、多度津町役場出張所設置条例の制定について並びに議案第3号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての3議案について、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。